

気象警報発表時における登校等について

津工業高等学校

- 1 該当（下記）の警報が津市に発表されている場合は、登校しなくてよい。

該当の警報
暴風警報、特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）

- 2 下表のとおり、該当の警報（上記）が津市において解除された場合は、授業を開始するので、解除後、危険に十分に注意して登校する。ただし、登校については、居住地での警報の発表状況や交通機関の運行状況、登校中の危険性や通学時間などを考慮して柔軟に対応する。

該当（上記）の警報が解除された時間	開始する授業
午前 6時30分以前	1限目の授業から開始
午前 6時31分から午前 7時30分	2限目の授業から開始
午前 7時31分から午前 8時30分	3限目の授業から開始
午前 8時31分から午前 9時30分	4限目の授業から開始
午前 9時31分から午前 11時00分	5限目の授業から開始
午前 11時01分以降	休校とする

- 3 登下校途中に該当の警報（上記）が発表された場合は、直ちに帰宅する。ただし、安全に帰宅することが困難な場合は、保護者と緊密な連絡をとるなど、適切に対応する。
- 4 在校時に該当（上記）の警報が津市に発表された場合は、学校の指示に従う。
- 5 いずれの場合も、登下校の際には、危険に十分に注意して安全な行動をとる。
- 6 南海トラフ地震臨時情報への対応については、別紙のとおりとする。

（以上、令和6年9月2日）